

# 林道工事検査実施細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この林道工事検査実施細則（以下「実施細則」という）は、「国有林野事業請負工事監督・検査実施要領」（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通達、以下「実施要領」という）第29条の規定に基づき、中部森林管理局における林道工事の検査（実施要領第25条に定める検査をいう。以下同じ。）に関する技術的基準を定めたもので、検査の厳正、的確を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 林道工事の検査業務は、他の法令及び実施要領等に定めるもののほか、この実施細則によって行わなければならない。

## 第2章 検査

### (検査の準備)

第3条 検査にあたっては、総括的に工事の実行経過を把握するため、次の事項について調査しなければならない。

- (1) 契約書、契約約款、設計図書（実施要領第2条(5)に定める設計図書をいう。以下同じ。）等の内容
- (2) 実施要領第7条に定める監督職員の指示及び承諾事項
- (3) 着工及び完成の年月日並びに工期延長の有無とその内容
- (4) 工期中における設計変更の有無及びその内容
- (5) 工期中における災害の有無及び被害状況並びにその措置、補償等の内容
- (6) 実施要領第9条に定める監督職員の工事材料検査の内容
- (7) 実施要領第10条に定める監督職員の立会いの内容
- (8) 施工管理の状況及び安全管理の指導状況
- (9) 指定部分完了検査を実施している場合は、その検査内容
- (10) 現場説明の内容
- (11) 工事資材調達の地点
- (12) その他必要事項

### (証拠図書類の確認)

第4条 検査に当たっては、実施要領第19条から第23条に定める証拠図書類について作成整備状況を確認しなければならない。

### (検査の方法)

第5条 検査に当たっては、第3条の調査及び第4条の確認に基づいて、給付の内容が当該契約の内容に適合しているか実地について検査しなければならない。

ただし、作業土工（床掘り、埋戻し）については省略するものとし、外部から明視できない部分については工事記録及び記録写真等によって確認するものとするが、必要に応じて掘り起こし検査若しくは一部破壊検査を行わなければならない。

なお、安全上等から実地の検査が出来ない場合は、監督職員確認書類・提出書類（写真含む）等で検査できるものとする。

- 2 検査は、別紙「林道工事検査基準」によって行うものとする。
- 3 林道工事検査基準にない項目については、類似工種の検査基準若しくは出来型管理基準等を準用することが出来るものとする。

(合否の判断)

第6条 検査の結果については、次により合否の判断を行うものとする。

- (1) 別紙「林道工事検査基準」において合否の基準が定められているものについては、規格値を外れたものは不合格とする。
- (2) 出来型を計測以外の方法で検査する場合は、第4条の確認を行う外、出来型の部分的全体的仕上がり状態を確認したうえで林道の機能、構造上の目的を達成しているかを総合的に判断して、合否の判断をするものとする。

(検査器具)

第7条 出来型を計測によって確認する場合は、原則として次の方法によるものとする。

- (1) 交角の計測は、最小読定値5分以内のトランシットまたはトータルステーションを用いる。
- (2) 施工基面、計画高等の計測は、レベルまたはトータルステーションを用いる。
- (3) 距離、幅員、寸法線の長さ等の計測は、スチールテープ、エスロンテープ等の伸縮の少ないテープを用いる。ただし、切取法長等でテープによる計測が困難な場合は、測竿、ポールまたはトータルステーションを用いることができる。
- (4) 切土、盛土、残土、工作物等の法勾配の計測は、スラントルール又はこれと同等以上の器具を用いる。
- (5) コンクリート表面強度の計測は、シュツミットハンマーを用いる。
- (6) その他工種については、目的に適合する器具を用いる。

### 第3章 検査結果の措置及び報告

(設計図書等と出来型の不一致)

第8条 検査の結果、設計図書等と出来型の不一致を認めたときは、次により速やかに所定の処置をとらなければならない。

- (1) 検査の結果不合格と認めたときは、その理由及び措置についての意見を付し、支出負担行為担当官等（実施要領第2条(2)の支出負担行為担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (2) 前号の場合で、給付が当該契約の内容に適合しないと認められるときであつても、その内容が軽微なときは検査職員が直ちに手直しを命じ、その手直し結果を確認のうえ、合格とすることができる。

(検査報告)

第9条 検査を終了したときは、実施要領第28条に基づき次の書類により、支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

- (1) 検査調書（規定により省略する場合を除く）
- (2) 検査記録表（別紙様式のとおり）

2024(令和6)年 月 日

# 林道工事検査記録表

( 林道工事検査基準 )

工事名 : \_\_\_\_\_

森林管理署(支署・事務所)

## 林道工事検査記録一覧表

番号	工種	枚数	番号	工種	枚数
1	中心線		22	植生工	
2	施工基面高		23	法面吹付工(モルタル・コンクリート吹付工)	
3	掘削工		24	法面吹付工(特殊配合モルタル吹付工)	
4	盛土工		25	法枠工	
5	土取場		26	柵工	
6	残土処理工		27	かご工(鉄線かご工(排水施設工の流末処理かごを含む))	
7	場所打擁壁工		28	路側防護柵工	
7-1	コンクリート表面強度		29	落石防止工	
8	コンクリートブロック工		30	落石防護柵工	
9	フーチング基礎工		31-1	橋梁工(鋼橋<仮組立時>)	
10	プレキャスト擁壁工		31-2	橋梁工(鋼橋<仮組立時及び現場組立時、架設時>)	
11	かご工(簡易鋼製擁壁工・かご枠工等)		31-3	橋梁工(鋼橋塗装)	
12	補強土壁工		31-4	橋梁工(鉄筋及びプレストレストコンクリートの床版工、T桁橋、床版橋)	
13	簡易擁壁工		31-5	橋梁工(プレストレストコンクリート橋<ポストテンション方式の桁>)	
14	路面工		31-6	橋梁工(橋台工)	
15	路床安定処理工		31-7	橋梁工(橋脚工<張出式、重力式、半重力式>)	
16	側溝工・横断溝工(コンクリート・鋼製・合成樹脂・木製等)		31-8	橋梁工(橋脚工<ラーメン式>)	
17	管渠工		31-9	橋梁工(木造橋<上下部構造>)	
18	プレキャストカルバート工		32	その他工種	
19	側溝工・水路工(素堀・植生土のう・石張等)				
20	洗越工				
21	舗装工(下層路盤・上層路盤含む)				

### 備考

- 1 合格は○、軽微な手直し△、不合格×、軽微な手直しを検査中に完成し確認したときは△を記載する。
- 2 その他工種の検査は、設計図書・標準図・仕様書等に基づき、類似工種の検査に準じて検査する。
- 3 合格の基準については、森林整備保全事業施工管理基準の「出来形管理基準及び規格値」にある項目はこれに準じて定めている。







区分	工種	項目		検査箇所の基準	合格の基準	測点										摘要				
擁壁工	現場打擁壁工(コンクリート擁壁工)	基準高		施工箇所の50%以上	±5cm以内															
		延長			-20cm以内															
		高さ			H<3m	-5cm以内														
					H≥3m	-10cm以内														
		幅			-3cm以内															
		法勾配		±0.2分以内																
		表面強度		平均強度が設計基準強度を上回る場合(1箇所の測定強度は設計基準強度の85%以上)																
		注水試験		必要な箇所	減水量が3cm/m/60分以内のもの															
配筋		仕様に適合する場合																		
仕上げ状況	外観		施工箇所の50%以上	不都合がない場合(砂ホロ、豆板、凍害、打継目、水抜施工)																

(備考) 表面強度の検査は「7-2コンクリート表面強度検査表」により検査し、本表に記入すること。























コンクリート表面強度

7-2		測点																	
測定箇所No.	補正区分	材令(日)	湿潤補正	反発硬度測定値				平均値(R)	反発硬度修正値				修正平均値(Ro)	圧縮強度	$\delta$ 28換算圧縮強度	平均強度			
														N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>			
								平均値											
								上限値											
								下限値											
								平均値										設計基準強度	
												N/mm <sup>2</sup>							
								上限値											
								下限値											
								平均値										平均強度	
												設計基準強度							
								上限値											
								下限値											
								平均値											%
								上限値											
								下限値											
								平均値											
								上限値											
								下限値											











